

松山市地域おこし協力隊（北条地域）採用試験実施要領

平成31年4月26日

松山市の北条地域は、中世伊予の豪族である河野氏繁栄の足跡を色濃く残す歴史を有しているほか、鹿島や高縄山など豊かな自然に恵まれた魅力あふれる地域です。しかし、現在はこうした地域資源の魅力を十分に引き出せておらず、地域の中心部も人口の流出により少しずつかつてのにぎわいを失いつつあります。

そこで、新たな視点により地域の魅力を引き出し、地域の方々と一緒に地域コミュニティの推進を図りながら地域の活性化を目指す「地域おこし協力隊」を募集します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
松山市地域おこし協力隊	1人	松山市北条地域 (浅海地区、立岩地区、難波地区、正岡地区、北条地区、河野地区、栗井地区)

(注)採用予定人数は変更になる場合があります。

2 地域の概要

北条地域（人口26,667人：平成27年度国勢調査）

北条地域は、松山市の北部に位置する旧北条市のエリアで、古くから親しまれている「風早（かざはや）」という名称は、この地方独特の自然現象である「風が早（速）い地」が語源と言われています。浅海、立岩、難波、正岡、北条、河野、栗井の7地区で構成され、地区ごとに特色ある歴史や風土が育まれています。

東部に標高986メートルの高縄山を望み、西部は瀬戸内海の斎灘に面した自然豊かな地形で、北条港沖に浮かぶ「鹿島」が地域のシンボルとなっています。各所の小高い山からは美しい眺望を楽しむことができ、立岩川の河口付近は冬の風物詩「だるま夕日」が見られるスポットとして知られています。

また、この地域は中世伊予の豪族で源平合戦や元寇などで活躍した河野氏発祥の地として知られ、河野氏の菩提寺である善応寺や河野水軍の戦勝祈願・祝勝奉賛が起源と言われる権練りなど、河野氏ゆかりの史跡や文化が多く残っています。

高縄山から流れる豊かな水の恩恵を受け、麓に広がる平野部では米や野菜作りが行われているほか、酒造業も地域の産業となっています。また、山あいの地域ではかんきつ類の栽培が盛んで、いよかん、温州みかんのほか新種かんきつの産地となっています。

北条地域は、道の駅「風早の郷 風和里」や北条スポーツセンター、北条ふるさと館などの公共施設が整備されているほか、市街地には商業施設や医療機関、教育機関なども整っており、生活環境としても暮らしやすい地域となっています。

3 活動の概要

北条地域の「まちづくり協議会」等の地域団体と連携しながら、次の活動を行っていただきます。

(1) 地域の魅力の情報発信

隊員の目線で感じた地域の魅力を地域外に向けて情報発信していただきます。SNSでの情報発信を想定していますが、ツールや手法は問いません。写真、イラスト、動画など、応募者の得意な分野での情報発信を行っていただきます。

(2) 地域団体が行う情報発信の支援

「まちづくり協議会」等の地域団体がHP、SNS、広報紙などで行う団体内部向けの情報発信について、効果的に情報が伝えられるよう技術的なアドバイスを行っていただきます。ツールや手法については、各地区の要望により調整させていただきます。

(3) 地域団体が行う活性化事業等の支援

「まちづくり協議会」等の地域団体が行うイベントや産直市、登山道整備などの活性化事業について、準備作業やイベント当日のサポートなどの側面的な支援を、市の担当職員と一緒に行っていただきます。

※「まちづくり協議会」とは、町内会や公民館のほかPTAや地区社会福祉協議会などの様々な地域団体がゆるやかにつながる住民ネットワーク組織です。それぞれの団体が対等な関係で地域の課題や魅力を共有し、地域性を生かした取組を行っています。現在、北条地域では、5地区でまちづくり協議会が設立されています。

4 応募資格

次の(1)から(7)までの要件を全て満たす者

- (1) 現に3大都市圏をはじめとする都市地域に住所を有し、松山市地域おこし協力隊として採用された後、活動地域に生活の拠点を移し、松山市に住民票を異動できる者

※地域要件については、総務省のホームページでご確認いただくか、松山市市民参画まちづくり課にお問合せください。総務省HP (http://www.soumu.go.jp/main_content/000483768.pdf)

- (2) 地域住民とコミュニケーションをとり、地域の活性化につながる事業に積極的に取り組むことができる者

- (3) 松山市地域おこし協力隊の任用期間終了後、活動地域に定住する意欲がある者

- (4) 土曜日、日曜日及び祝日の行事参加や夜間の会議など、不規則な勤務に対応できる者

- (5) 普通自動車運転免許を有している者

- (6) パソコン（ワード、エクセル等）、インターネット（SNSによる情報発信等）の基本的な操作ができる者

- (7) 次のアからオまでに該当しない者（地方公務員法第16条の欠格条項）

ア 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

エ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 試験の科目、日時及び合格発表

区分	科目	日時	合格発表
第1次試験	書類選考		平成31年7月上旬(予定)に申込者全員に文書で通知します。
第2次試験	個別面接等 (活動地域の視察や地域住民との交流会及び個別面接)	平成31年7月下旬 (1泊2日予定) ※第1次試験の合格発表時に詳細をお知らせします。	第2次試験からおおむね2週間以内に受験者全員に文書で通知します。

(注) 第2次試験の際に、次の書類を提出してください。

- (1) **住民票抄本** (世帯主名、続柄、本籍地及び筆頭者を省略したものでも可)
- (2) **運転免許証のコピー** (裏面に記載がある場合、裏面のコピーも必要)

6 受付期間

- (1) **持参する場合** 平成31年4月26日(金)から平成31年6月24日(月)までです。
(祝日を除く月曜日から金曜日までの8時30分から17時15分まで)
- (2) **郵送する場合** 平成31年6月24日(月)までの消印があるものに限り受け付けます。
- (3) **Eメールの場合** 平成31年6月24日(月)必着です。

7 申込手続

松山市地域おこし協力隊応募用紙(北条地域) (必要事項を記入し、申込前3箇月以内に撮影した顔写真を貼ること。)を次のいずれかの方法で市民参画まちづくり課に提出してください。

- (1) 市民参画まちづくり課に直接持参
- (2) 簡易書留(封筒表面に「地域おこし協力隊申込み」と朱書き)で市民参画まちづくり課に郵送
- (3) Eメールで市民参画まちづくり課のメールアドレスに送信

提出先メールアドレス **siminseikatu@city.matsuyama.ehime.jp**

なお、応募用紙は、以下の松山市ホームページからダウンロードすることができます。

(http://www.city.matsuyama.ehime.jp/bosyu/chiikiokoshi_houjyo.html)

8 勤務条件等

- (1) **勤務時間等** 原則として、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く平日の1日7時間45分（週38時間45分）です。

※行事、イベント等への従事など、土曜日、日曜日及び祝日の活動も想定されます。その場合は、週38時間45分内で調整します。

- (2) **報酬等** 月額179,500円（平成31年4月26日現在）

※通勤手当、期末手当、退職手当、昇給等はありません。また、上記の月額から社会保険料等の本人負担分が控除されます。

- (3) **任用期間** 任用期間は平成31年10月1日（予定）から平成32年3月31日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、平成32年4月1日以後の期間についても、改正後の地方公務員法の規定に基づいて任用し、最長3年間（平成34年9月30日まで）勤務できます。

- (4) **休暇等** 年次有給休暇（年10日）及び特別休暇制度（夏季休暇3日など）があります。

- (5) **兼業等** 地域協力活動に支障のない範囲内で、任期終了後の定住・起業を見据えた兼業が可能です

- (6) **保険等** 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、公務災害補償あり

- (7) **その他** 任用期間中の住居は、松山市が用意します（無償貸与）。ただし、転居に伴う費用や生活用備品、光熱水費、通信費等は自己負担となります。また、活動に使用する車両とパソコンは、必要に応じて松山市が用意します。その他活動に要する経費（研修等参加のための旅費、消耗品費）は、予算の範囲内で松山市が負担します。

（注）地方公務員法の改正により、平成32年4月から会計年度任用職員となり、勤務条件が改定されることがあります。

9 その他

- (1) この試験で提出された書類は、一切返却できません。また、提出された個人情報については、本事業の目的以外には使用しません。
- (2) 申込みに係る費用は申込者の負担となります。
- (3) 試験の経過及び結果に関する問合せには応じられません。
- (4) 採用された場合、日常生活では自家用車が便利ですので、自家用車の持込をお勧めします。

<提出先・問合せ先>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市 市民部 市民参画まちづくり課

電話 089-948-6963

Eメール siminseikatu@city.matsuyama.ehime.jp

HP <http://www.city.matsuyama.ehime.jp>